

日中戦争下で拍車かかる 国民監視・統制の強化

(山口大学教授) 瀨 瀨 厚



私たちはいかなる地点に立たされているか●

小淵、森、小泉、そして、安倍政権と続く政権下で、昭和初期と同質の政治体制が浮き彫りになっている。一九四五年八月から、いくつかの曲がり角を経てきた戦後日本の歩みのなかで、私は「一九九九年」という年を強く記憶に留めるべきだと考えてきた。私は、その「一九九九年」を「新たな戦前」の始まりと捉え、それ以後の政治体制を「一九九九年体制」と定義した¹⁾。

すなわち、この年の第一四五国会では二〇七日間の会期中に周辺事態法をはじめ、国旗・国歌法、盗聴法、住民基本台

帳法、地方分権一括法、中央省庁等改革関連法をはじめ、「改正」を含めて二三八件の法律が成立していた。当時、小淵内閣は自自公の相乗りによって、懸案処理国会の名のもとに、文字通り非民主的な方法によって一気呵成^{かせい}に法制化を図った。それは、言うまでもなく私たちの民主的な諸権利が次々に奪われていくことを意味した。

戦後政治を振り返ってみれば、戦後日本は平和憲法^{いんだん}を戴きながらも、日米安保条約を主軸とする日米同盟によって経済発展に邁進してきた。日米安保を基軸とする日米関係は、国際社会における冷戦構造にも支えられ、アメリカの圧力と要請という口実のもとで経済同盟関係から軍事同盟関係へと変容する。そのような動きのなかで、戦後日本が追求してきた

はずの市民一人一人の責任を踏まえた自由社会の構築という目標が、明らかに国家主導による「国民」の管理と統制を基軸に据えた管理社会へと急旋回をなしつつある現実に直面することになった。そのことは同時に、軍国主義を基調とする政治社会思想や体制への回帰あるいは再生としてある。

戦前への回帰、あるいは戦前の再生という現実に直面している私たちは、現在をよりリアルに捉えるため、日中全面戦争開始七〇周年にあたるいま、あらためてかつての軍国主義体制が構築されていく歴史過程を、現在の視点から繰り返し読み返す事が必要となっている。そこで小論は、特に日中全面戦争開始の年に成立した改正軍機保護法を中心に国民監視体制が強められていく過程と国民監視と弾圧の諸相を追った。ここでは、準戦時体制から戦時体制という政治社会の変容を整理しながら、一九三七年から七〇年を経過した二〇〇七年の今日との酷似性を明らかにしていきたいと思う。

強化される国民監視・動員システム ●

明治国家は成立時から国民（明治憲法下では「臣民」と呼ばれた）を管理し、戦争時には動員することを容易にするために、平時から国民管理システムを用意してきた。言うならば、明治国家はその成立当初から民衆動員・管理システムとして、平時の戦時化、あるいは戦時の平時化を志向してきた

と言える。ここでは国民の権利や自由が著しく制限され、不当な人権侵害が横行する。国家が人権を日常的に侵し続けたのである。その結果、国民は国家の戦争発動への企みをくい止める術を失っていく。戦前国家が行った戦争発動が、さして国内での抵抗を受けることなく強行することが可能であった極めて重大な原因として、この民衆動員・管理システムの構築があつたのである。

事実、近代日本国家は、実に戦争によって国家を養ってきた戦争国家であつた。ここでは、戦争に民衆を動員していくためのメカニズムの整備や国防イデオロギーの流布が、重要な国家政策として認識されていた。民衆は軍事機密の厚いベールに蔽おほわれた軍事政策や軍事関連情報から一切遮断され、しかも政府・軍当局による情報操作・統制によって、当局に都合のよい情報だけを与えられていたのである。そのこともあつて、民衆は常に正確な情報による軍事政策への批判が許されず、軍事関係の情報は軍当局者か、その関係者によって独占されていた。軍当局者は民衆の基本的な人権を徹底して制限し、国家政策とりわけ戦争政策への批判的な活動や運動を厳しく取り締まる方針を採用し続けたのである。

こうした体制を法的に保証していたのが一連の秘密保護法制であり、この法的規制に支えられて実際の政治過程で実施された民衆の監視・統制を目的とする一連の政策を防諜ぼうちやう政策と言う。防諜政策は、一八九九（明治三二）年七月に公布

された軍機保護法から開始される。それが日本ファシズムの民衆統合・動員政策の一環として位置づけられることになるのは、第一次世界大戦以後のことである。第一次世界大戦以後の国家総力戦段階においては、より強力な戦争指導態勢を確立する手段として、民衆の軍事体制への強制的な統合と、民衆の国家政策への積極的かつ自発的な同調と支持が基本条件となる。こうした相互に矛盾する二面性を解決する手段として、政府・軍当局が採用したのが防諜政策であった。

それはまた日本ファシズムの担い手によって、民衆動員を可能な限り抵抗なく進めるうえでの格好の手段とされた。同時に防諜政策は、単に秘密保護という名目にとどまらず、民衆の自発的戦争協力のエネルギーを引き出すにも極めて有効な政策であった。つまり、防諜政策は基本的に二つの側面を合わせ持っていた。ひとつは軍機保護法や国防保安法に代表されるように法的実行力をもたう治安弾圧法規として表現される側面、もうひとつは天皇制国家支配原理に連続する日本精神・国防意識を喚起するイデオロギーとして表現される側面である。

この両面性をもつ防諜政策が、軍事体制の進行と平行して国民動員という段階から、国民統制・管理、さらには国民監視へと移行していく。一連の防諜対策は、その完全なる履行を理由に民衆排除・処刑へと突き進む可能性を持った政策であった。この政策は世界的規模で戦われた第一次世界大戦

(一九一四―一九一八年)を画期としており、国家総力戦と呼ばれた新たな戦争形態の出現は、武力戦の比重を低下させ、軍事力だけでなく工業力・政治力・精神力など国家の総合力で勝敗が決定されるという、いわゆる国家総力戦論の考え方を広めていくことになる。

なかでも、大戦終了直後から日本陸軍内では、将来の戦争が一層徹底した国家総力戦として戦われると予測し、第一次世界大戦の教訓にもとづき、国家総力戦段階に適応した軍装備の近代化や軍需生産能力の強化を早急の課題にすべきだと説く革新的な軍事官僚が現れることになる。これら軍事官僚を中心に、国家総力戦を戦い抜くだけの強力な政治体制、いわゆる国家総力戦体制づくりを、今後一貫した日本の国家目標とするよう主張した勢力が、以後政府・軍内部での発言力を強めていく。

彼らは国家総力戦に備えて国民の思想的・精神的団結力の強化、長期戦に耐える国民の国防意識の昂揚、国家への忠誠心の深まりなど、軍事領域外の問題にまで関心を向けていく。こうした新たな関心領域を武力戦以外の平時における「戦争」という意味で思想戦と呼ぶ。思想戦を平時から準備するため、早くも一九二〇年代半ば以降、国家総力戦を想定した国防思想の宣伝普及が開始される。

この時代は、国の内外で軍備縮小を求める世論が活発となり、軍拡を強行する軍当局への風当たりが強まっていた時期

であった。これに加えて、経済の慢性的不況による生活条件の悪化を原因とした国内政治・社会状況の混乱は、国家総力戦準備を進めようとしていた軍当局者に深刻な危機感を与えていた。軍当局は昭和期に入り、これら軍にとっての危機状況を打開するため、思想戦準備を口実とした国家総力戦体制づくりにより本格的に乗り出すことになる。

例えば、陸軍省内に設置された国防思想普及委員会は、一九三〇（昭和五）年に「昭和五年度国防思想普及に関する計画」を作成して全軍に通牒し、各師団に国防宣伝費を配当して国防の宣伝普及に本腰を入れ始めていた。²さらに、陸軍当局は、一九三四（昭和九）年一〇月に陸軍省新聞班が作成した「国防の本義とその強化の提唱」（通称「陸軍パンフレット」）、翌年一月に陸軍省調査班が作成した「対内国策要綱案に関する研究」、一九三七（昭和一二）年二月に陸軍省新聞班が全国各師団に通牒した「時局宣伝計画」に代表される国防宣伝計画を、講演・新聞・ラヂオ・映画などの方法によって実行に移そうとした。

また、林銑十郎内閣時代に内閣情報委員会が立案した「国民運動方策」に端を発する国民精神総動員運動は、蘆溝橋事件を発火点とする日中全面戦争開始の年である一九三七（昭和一二）年の八月二四日、近衛文麿内閣時に日中戦争全面化に対応する国民思想動員運動へと引き継がれ、その規模を一段と拡大する方向にあった。これにもとづいて政府は、同年

九月一三日に「国民精神総動員実施要綱」を発表した。それは、これより先の同月二日の閣議で決定された「支那事変に適用すべき国家総動員要綱」の主旨にしたがって作成された「国民教化運動方策」と、「時局に関する宣伝方策」の具体化として実施されたものであった。日中全面戦争の開始が、国民の監視・統制を一段と強化させることになったのである。

「国民教化運動方策」は、「難局を打開し帝国の興隆を図る為、我尊厳なる国体に基き尽忠報国の精神を振起して之を日常の兼務生活の内に実践」するという国民精神総動員運動の主旨に沿って実施され、各省庁を含めて政府総掛かりで進められた運動であった。³ここで言う「尽忠報国の精神」とは、国家に絶対的な忠誠を尽くすことを意味した。その運動の目的は、天皇を頂点とする政治体制を無条件で受け入れる国民づくりにあったのである。

思想戦対策の一環として●

こうした一連の諸政策の根底には、平時から国防体制を強固にしておくため、国民各自の国防意識の充実が不可欠とする軍当局者の考えがあった。同様な認識から、陸軍当局は諜報・防諜など秘密戦への関心を深めるところとなった。

例えば、一九二五（大正一四）年一二月二一日に参謀本部

総務部長阿部信行（後首相）の名で作成された「保安情報等に関する件」⁴には、「諜報宣伝及謀略に関する基礎的研究及事変又は戦時に際する之か適切なる治安法に関する研究を更に徹底せしめ又我が国家の保安を脅威するか如き思想を實現せんとする勢力日に加はらんとする現況に於て詳に海外に於ける此の種思想と活動の状況を諜し国内に於ける反影を觀察し他の部局当事者と連絡し事変又は戦時に於ける対策を確立するの基礎を提供す」と記されていた。

国民の思想動向を踏まえ、日常の監視体制づくりに向けての基本方針が要約され、ここでは「事変又は戦時」を想定しての平時準備ということにあくまで重点が置かれていた。軍当局は国家総力戦を意識して諜報・防諜を重視し、この段階ではそれを一種の治安法規として見なしていたのである。さらに、二・二六事件（一九三六年）以後軍部勢力は政治発言力を増大し、国内の軍事体制化を進める一方で、当時陸軍次官であった梅津美治郎が内閣書記官長の藤沼庄平宛に「国防上の機密保護に関する意見」⁵を通牒していた。

そのなかの「諜報活動の実相」の項では、「将来戦が武力戦のみならず思想戦、経済戦を生起し帝国の内外至る処是れ戦場たらざるなき状態を呈し軍部は勿論官民一致挙国一体を以て戦争に従事せざるべからざるは今更ら啾々するの要なしと雖、経済戦、思想戦に関する帝国の平時準備並訓練の未だ充分ならざるは否むべからざる事実なり」と指摘し、将来の

国家総力戦に備えて思想戦・経済戦への平時準備の徹底こそ、文字通り国家総力をあげて取り組むべき課題としていたのである。

さらに続けて、「将来戦に於ける勝利の要諦は武力を主宰する軍が平時より営々として戦争準備を怠らざるか如く思想戦、経済戦を主宰する官民亦孜々として之れが対策を考究準備し一朝有事の時一糸不乱各最大能力を發揮し以て敵国を覆滅するに在り」（同前）と記し、軍部が積極的に思想戦・経済戦の主導権を握り、国家総力戦体制づくりに向け軍部の政治力を一段と強化する考えをあらためて強調していた。

国家総力戦体制づくりをスローガンとする軍部勢力の台頭と国内の軍事体制の進行といった政治状況を背景に、軍機保護法（一八九九年七月一五日公布）の全面的な改正案が第七〇回通常議会（一九三六年二月二六日開会）に提出された。同法改正案が国家総力戦準備の延長上に発案された法案であった。日中全面戦争のなかで、改正案の緊急性が説かれた結果、貴族院での審議はわずか五日後の七月三〇日に修了し、法案が可決された。次いで衆議院でも八月七日に可決・成立するという異例のスピード審議となった。こうして、八月一四日には法律第七二号として全面改正された軍機保護法が公布され、一〇月一〇日より施行される運びとなった。

強まる国民監視と統制 ●

日中全面戦争を境に国内の軍事体制化は、軍事の名による国民監視と統制が一段と厳しくなり、それは様々な既存の法律にも影響を及ぼすようになる。その事もあり、これらの法律の違反者が続出するのにも、この時代の大きな特徴であった。例えば、内務省警保局編『外事警察概況』には、陸軍刑法、海軍刑法、要塞地帯法等の違反例と並んで、軍機保護法の違反摘発例が列記されている。以下、若干のコメントを付しながらその一部を紹介しておこう。

一九三七（昭和十二年）年八月以降、軍機保護法が早くも頻繁に適用された結果、同資料には違反摘発例が相次ぎ記録されることになる。いずれも身柄送致・書類送致・嚴重説諭などの処分となっており、改定当初において実刑判決例は記録されていない。なお、敬称は省き、年齢は事件当時のものであることを断っておく。

先ず、尼岡綱三（大阪中央電信局監査課通信書記・三九歳）は、八月二日の海軍充員下令や陸軍第三次動員などの事実を、近親者に封書・葉書にて通知したとして「軍機保護法」第二・三条違反の罪に問われ、一月一八日に書類送致された。その後、一二月四日に陸軍刑法第九九条と海軍刑法第一〇〇条により起訴されることになった。軍機保護法の第

三条は、業務により軍事上の秘密を知得・領有した者への処罰規定であり、尼岡は職業上軍事機密に接触できる立場にあることを利用し、軍事上の秘密を知得・入手したとして同法により処罰された最初の例であろう。しかし尼岡自身、知得・入手したとされた事実を近親者に通知していることから、それらが「軍事上の秘密」であるとの認識は皆無であったと思われる。

同様な例として、千葉県安房郡館山在住の土屋時次郎（料理営業・五七歳）は、木更津海軍航空隊に勤務中の三男輝雄からの通信で知得した情報を軍事秘密と知りつつ、知人数名に伝言したとして、尼岡と同じく第三条違反で起訴猶予処分となった。尼岡の事例が、「軍事上の秘密」の直接入手で起訴処分となっているものの、土屋の場合間接入手ということもあって起訴猶予処分となっている。しかし、土屋の場合は「軍事上の秘密」と知りながら他者に伝言したとされ、しかも尼岡よりも軽い処分になっていることは、両事例の整合性に疑問を感じないわけにはいかない。

その他、軍事施設や移動中の部隊に偶然遭遇し、写真撮影を行った者が嚴重説諭のうえフィルムを没収された例が記載されている。いずれもその職業や身分からして、一般常識以上の軍事関係の知識・情報を持ち合わせていたとは思われず、単に記念写真を残したい一念から出た行為に過ぎないのであつたらう。そのなかで板谷英（写真師の妻・三二歳）

は、軍事機密の標識のある九二式重装甲車兩二両を撮影したとして書類送検見込の処分を受けている。この行為にしても、軍事機密の表示に関心あるいは注意を払うこともなく、写真による記録といった程度の軽い気持ちから発した行為に過ぎないと見るのが常識的な判断であろう。書類送検見込とは言え、やはり厳しい処置である。

大分県の岐部逸朗（無職・二八歳）は、日豊線善光寺駅より柳ヶ瀬駅を列車にて通過中、宇佐海軍航空所属の施設を無断で撮影したとして、同県中津区裁判所より罰金三〇円の処分を受けた。また、広島県のタンカー船橋丸機関士見習の小川利蔵（二八歳）は、船舶乗組員として航行中、後日の参考あるいは思い出とするため、呉軍港に停泊中の艦船などを自己所持の日誌に記載しておいたことが第二条の「軍事上の秘密を探知し又は収集したる者は六月以上十年以下の懲役に処す」の条文に違反したとして、山口地方裁判所検事局に送致され、結局は起訴猶予処分となった。

頻繁化する検挙事例 ●

これらの例は、結果として軍機保護法による実刑を免れたが、同法改正案以前と比較して、軍事秘密保護への当局の対応の厳しさを明白にした事件と言える。以後こうした類の検挙事件が頻発することになるが、『外事警察概況』（第五巻・

昭和一四年）には、昭和一四年中期までの軍機保護法違反による検挙者は三三二人（内外国人四三人）を数えたと記録されている。しかし、このうち有罪判決を受けた「違反者」は五人（外国人一名を含む）に過ぎず、検挙の割合には有罪判決率は極めて低くなっている。その理由としては、記述したような事件の内容が明らかに確信犯・故意犯による行為ではなく、「軍事上の秘密」を全く偶然に知得・領有したものに過ぎず、当局としてもこれを有罪判決することに躊躇せざるを得なかったためであろう。

それにもかかわらず、検挙人数がわずか二年余りの間に三〇〇人を越しているのは、当局が事件の内容を検討することなく検挙などに踏み切ったことがまず考えられる。そして、軍事体制が進行するなかで、軍事秘密保護に過度に神経をとがらせていた当局が、国民の前に軍事秘密保護の重大さを認識させる意味で、一種の威嚇効果を狙っての検挙・摘発に及んだ結果とみてよい。

太平洋戦争開始直前の一九四〇（昭和一五）年に入ると、軍機保護法違反事件例への処罰の程度が従来と若干異なってくる。『外事警察概況』（第六巻・昭和一五年）には、一九四〇年以降の事件例が記録されている。

例えば、丸山喜傳治（井戸堀業・五〇歳）は、北海道網走郡美幌字稻美および同町字都橋にある海軍飛行場施設工事にて井戸堀作業中、当該地域が軍機保護法第一条により測量

などの禁止区域に指定されていたのにもかかわらず、同地域の地図を入手したことが同法違反に問われたとある。丸山は作業中、同地域に鉄鉱脈を発見し、仲間と共謀してこれを採掘する計画であったと記録されている。当違反例は、地図の入手がすでに厳しく管理をされていたことを示す一証拠例でもあった。

同様な例として、小野元隆（東京魚商組合書記長・三六歳）は、組合発行の名簿発行に際し、東京市中央卸市場築地本場前掲の航空写真を無許可撮影し、これを組合員名簿の口絵に挿入したとして軍機保護法違反に問われ、八月一七日に東京刑事地方裁判所検事局へ記録を送致されることになった。これも同法第一二条の第二項に違反したとして処罰されたものである。

また、内田秀雄（郵便局長・四五歳）のように、観光中に東京湾要塞地帯館山市船形所在の船形観音の形状を写真撮影したとして要塞地帯法違反に問われた例や、要塞地帯とされていた下関市側の山形が風光明媚であったため、他意なく写真撮影したことが要塞地帯法に問われた石原房（二四歳・無職）、青森発青函連絡船津軽丸の船上から要塞地帯とされた函館山を撮影したとして、同じく同法に問われた江尻貞三（二三歳・職工）などの例が列挙されている。これは軍当局が戦争を直前に控え、次第に緊迫した状況にあったことを示すと同時に、国民側からすれば、日常的な普段の行為がいつ

でも軍事秘密の取得・収集行為として摘発され、処罰される危険性のあったことを意味していたのである。

現在にも頻発する同質の問題 ●

以上、軍機保護法等違反として国家による縛りや監視のなかで基本的な人権が蹂躪されていった事例を紹介してきた。だが、ここに示された事例は決して戦前に限られたものでないことをも確認しておく必要があるだろう。

例えば、言論や表現の自由によって、あるべき自由社会の充実を希求する私たちにとって記憶に新しい事件が起きている。それは二〇〇四年に起きた立川反戦ビラ配布事件である。それは立川自衛隊監視テント村のメンバー三名が自衛隊イラク派兵反対を呼びかけたビラを自衛隊東立川駐屯地の官舎個別郵便受けに投函したことから、住居侵入の容疑で逮捕され、起訴されるという事件である。同事件では釈放されるまで七五日間という異例の長期勾留と接見禁止の処置が執られた。二〇〇四年一二月、東京地裁八王子支所は、住居侵入罪の成立を否定し被告人に無罪判決を言い渡した。公判中でも弁護側証人として出廷した憲法学者の奥平康弘が、住居侵入罪などの一般法によって言論の自由を剝奪する手法は戦前の回帰とする指摘を行うなど、事件の背景にある言論弾圧への実体を批判した。治安維持法なき現在において、国家へ

の批判を封ずる手段として住居侵入罪など一般法による犯罪立件は多用されてきたが、同事件はその一例であった。

この事件は一審で結審することなく原告側が控訴した。その結果、二〇〇五年二月九日、東京高等裁判所は、第一審判決を破棄自判し、被告人に罰金二〇万円から一〇万円の判決を言い渡した。判決の骨子は、被告人らを住居侵入罪で処罰しても憲法二二条一項で保障した表現の自由を侵すものでない、とするものであった。高裁の逆転有罪判決は、住居侵入罪によって事実上表現の自由に規制を加えるものであった。

さらに触れておくべきは、去る六月六日、日本共産党の志位委員長が記者会見で明らかにした一件である。すなわち、陸上自衛隊の情報保全隊が、イラク派兵時に日本全国で行われた派兵反対を掲げる運動団体の動向や個人の発言を全国規模で収集していた事実である。これは明らかに国民監視とも受け取れる行為であり、小論で簡約してきた日中戦争下で本格化する国民監視と恫喝どくわの歴史とあまりにも酷似する。

自衛隊内部資料が自衛隊関係者からいかなる理由で提供されたかは定かでないが、今回明らかにされた国民監視業務は、すでに自衛隊発足当時から開始されていた一連の有事法制研究においても重要度の高い課題として設定されていたものでもある。今回の問題は、自衛隊の国民監視体制が相当進んでいた事実を明らかにしたものである。その意味では国民

監視業務の実態の一端を垣間見る機会となったと言える。今後においては、^⑥国民監視から統制や恫喝などが設定されていく可能性があらう。

満州事変から日中全面戦争にかけて、国民監視と統制が強化される過程で準戦時体制から戦時体制へと移行していったように、今日における日本の政治も同様に、新たな装いを凝らしながらも国民の監視と統制が、自公連立政権下において強行されている実態に私たちは重大なる危機意識を持ち、これに抗していく運動を逞しくしていかななくてはならない。

「新たな戦前」を迎えないためにも、日中全面戦争七〇周年の今年、歴史から学び取るものは余りにも大きい。

- (1) 頼綱厚「周辺事態法 新たな地域総動員と有事法制の時代」(社会評論社、二〇〇〇年)を参照されたい。
- (2) 陸軍省「密大日記」昭和五年第二冊(防衛省防衛研究所戦史部図書館蔵)。
- (3) 「偕行社記事」第七七六号・一九三九年五月。
- (4) 陸軍省「密大日記」大正一五年第一冊(防衛省防衛研究所戦史部図書館蔵)。
- (5) 「公文雑纂」一九三六年六月二五日(国立公文書館蔵)。
- (6) 私は同事件に触れて、「明らかに逸脱だ」と題するコメントで、「市民には監視としか見えず、萎縮効果は小さくない。」(「朝日新聞」二〇〇七年六月七日付・朝刊)と述べておいた。なお、小論でも触れた日中戦争期における国民監視の実態解明を試みた「監視社会の未来」(小学館刊)を今秋に出版予定でいる。

(こけつ・あつし)